

総論

第1 入学試験の概要

1 試験時期

前期日程と後期日程の年2回試験。例年では、前期日程は6月頃、後期日程は1月頃に行われる。

2 募集人員（法学既修者）

約50名（【前期日程】3年課程10名程度、2年課程15名程度、【後期日程】3年課程20名程度、2年課程30名程度）

※3年課程は未修者、2年課程は既修者の扱い。

3 試験形式

書面による1次選抜の後、論文式試験を行う2次選抜が行われる。2年課程の二次選抜試験のみ法律科目試験（論文式）が行われる。

4 試験科目、試験時間

試験科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の7科目。

昨年度の試験時間割は以下の通り。

- ・10:00～12:00（120分） 憲法・行政法（各80点、40点）
- ・13:00～15:40（160分） 民法・商法・民事訴訟法（各80点、40点、40点）
- ・16:20～18:20（120分） 刑法・刑事訴訟法（各80点、40点）

なお、一昨年度の以前の試験は民事系科目、公法系科目、刑事系科目の順番で行われていた（各科目の試験時間、配点割合は同じ）。

第2 科目別の傾向と対策（以下はいずれも前期日程について）

1 憲法

- ・2020年度…政教分離、内閣による衆議院解散の違憲性
- ・2019年度…財産権、予算の法的性格、予算の増額修正の限界
- ・2018年度…在留外国人の参政権、国政調査権の限界

設問が2つに分かれており、第1問で人権分野に関する事例問題、第2問で統治分野に関する問題が出題されている。

人権分野からの出題は、判例百選に乗っているような有名判例に関連する事案について憲法上の問題点を検討させる問題が頻出。出題された事例を検討する中で関連する判例がすぐに想起できるように判例百選掲載の超重要判例の判示や判例の位置づけを整理しておくのが肝要である。

統治分野からの出題は、ほとんど一行問題に近い。統治分野の中でも基本的な概念についての問い合わせがほとんどであるため手持ちの基本書等で統治分野に関する基礎知識を確認しておく必要がある。出題論点は基本的なものなので、基礎知識を固めたら、事例に応じて何とか頭を捻って解答すれば十分に対応可能と思われる。

2 行政法

- ・2020年度…訴訟選択、原告適格
- ・2019年度…審判対象及び訴訟選択、処分性、違法性の承継
- ・2018年度…審判対象及び訴訟選択、比例原則、行政規則の外部化

長めの事例が提示され、設問が2、3用意されている出題がほとんど。複数の設問とはいえ、一方は審判対象及び訴訟選択を問うものであることが多い。救済法の分野と本案上の主張と問う問題が多いが、原告適格の有無等大々的な検討が必要な分野からの出題の場合はその点のみについての問い合わせであることもある。

救済法の分野も本案上の主張についても基本的な事項が問われている。また、その出題方法も事例を一見すれば重要判例が想起できるような誘導の効いたものであることが多い。そのため、救済法分野にせよ本案上の主張にせよ、どの教科書にも載っているような基本的な判例について事例を合わせてインプットしておく必要がある。

3 民法

- ・2020年度…不法行為、抵当権侵害、賃貸借契約の解除と転貸借
- ・2019年度…代理権授与行為と脅迫、表見代理、背信的悪意者、虚偽表示と第三者
- ・2018年度…建物建築請負、不動産物権変動、危険負担、抵当権に基づく物上代位

長めの事例が提示され、複数ある設問への解答を要求する出題。総論分野から債権各論分野にまで多岐にわたる出題がされており、民法一般についてある程度深堀して勉強しておかなければ対応が難しい。一般の教科書類にはそのまま載っていないような未知の問題点が出題されることもしばしばある。論点について解答できるようにすることはもちろん、民法についての思考の仕方も確立しておく必要がある。

4 商法

- ・2020年度…取締役の第三者責任（特に、辞任登記懈怠取締役の責任）、有利発行規制
- ・2019年度…株主総会決議取消の訴え、裁量棄却、取締役選任決議が取り消された場合の当該取締役による対外的取引行為の効力
- ・2018年度…法令違反行為、監査役の義務

典型的な論点をシンプルに問う出題が多い傾向にある。また、論点のみならず会社法の条文を適切に適用できるのかを試す問題も出題されることがある。機関や株式発行、訴え等の基本的な会社法上の制度や典型論点を押さえつつ、条文の適切な運用ができるよう事前に演習を重ねておくと有益と思われる。

5 民訴法

- ・2020年度…遺言無効確認訴訟、訴状の補正、訴状却下命令
- ・2019年度…債務不存在確認と既判力
- ・2018年度…一部請求と相殺、既判力、固有必要的共同訴訟

基本的な論点についての事例問題が出題されることがほとんどである。判例百選に掲載されるレベルの重要判例をストレートに問う。处分権主義や弁論主義、既判力等の基本的な概念や各領域の典型論点を押さえておけば十分に対応できると思われる。

6 刑法

- ・2020年度…早すぎた構成要件の実現、因果関係、因果関係の錯誤、詐欺罪、窃盗罪、共同正犯性の検討、不能犯
- ・2019年度…共謀の射程、共犯の錯誤、因果関係、因果関係の錯誤、詐欺と窃盗の区別、強盗罪
- ・2018年度…殺人罪、不能犯、詐欺罪、業務上横領罪

事例が複数示され、その事例における罪責の検討を要求する出題となっている。大抵は総論関係の論点が含まれる事例と各論関係の論点が含まれる事例とが問われる。近年の出題では、因果関係や実行の着手の有無、財産犯が頻出。いずれにしても百選掲載判例からの出題がほとんどなので百選掲載判例や財産犯を中心に各犯罪の構成要件の意義等を押さえていくという正攻法での対策をしっかりと行う必要がある。

7 刑事訴訟法

- ・2020年度…強制処分該当性（特に、GPS捜査）
- ・2019年度…別件逮捕勾留
- ・2018年度…職務質問、所持品検査

ある程度の長さの事例が示され、基本的な論点を素直に問うてくる出題となっている。直近3年間の前期試験ではいずれも捜査分野からの出題であるが、公判分野からの出題も少なくない。捜査と公判の両方を問うような出題はされておらず、捜査もしくは公判のいずれかを問う出題が多い傾向にある。いずれにせよ百選掲載判例を下敷きにしているような基本的な問題が出題される傾向にあるため、今後も百選掲載判例の理解が試験対策上必要となる。